

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年11月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	6件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400158号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2400004号

第1 結論

昭和58年4月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から昭和59年3月まで

私が二十歳になってから就職するまでの期間である請求期間の国民年金保険料については、私の国民年金の加入手続をしてくれた母親が納付してくれたはずである。

しかしながら、年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、調査の上、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は12か月と短期間であるとともに、請求者の請求期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納はない。

また、オンライン記録により確認できる請求者の国民年金被保険者資格取得年月日の資格処理日及び国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる請求者の国民年金の記号番号の払出年月日は、いずれも昭和60年1月23日とされていることから、同年1月頃に請求者の国民年金の加入手続が行われたものと考えられるところ、当該時点において、請求期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、昭和50年9月に国民年金に任意加入後、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納はないことから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、請求者の母親は、請求者の国民年金保険料について、最初からの分を遡ってまとめて支払った旨陳述しており、請求期間前後の国民年金保険料が納付されていることを踏まえると、納付意識の高い請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付しない特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400162号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400038号

第1 結論

請求者の小規模保育事業(A型)A事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑫までの標準賞与額を同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成27年7月15日	10万円
② 平成28年3月25日	12万円
③ 平成28年12月15日	30万円
④ 平成29年3月27日	12万円
⑤ 平成29年7月14日	24万円
⑥ 平成29年12月15日	30万円
⑦ 平成30年3月26日	22万2,000円
⑧ 平成30年7月16日	24万円
⑨ 平成30年12月14日	30万円
⑩ 平成31年3月26日	24万円
⑪ 令和元年7月15日	20万円
⑫ 令和元年12月16日	20万円

請求期間①から⑫までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑫までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月15日
② 平成28年3月25日
③ 平成28年12月15日
④ 平成29年3月27日
⑤ 平成29年7月14日
⑥ 平成29年12月15日
⑦ 平成30年3月26日
⑧ 平成30年7月16日
⑨ 平成30年12月14日
⑩ 平成31年3月26日
⑪ 令和元年7月15日

⑫ 令和元年 12 月 16 日

A事業所から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の回答及び日本年金機構が保管する請求者のA事業所に係る給料台帳によると、請求者は、次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑫までにおいてA事業所から同表の第二欄に掲げる金額の賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑫までの標準賞与額については、前述の給料台帳により確認できる賞与支給額から、同表の第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 27 年 7 月 15 日	10 万円
② 平成 28 年 3 月 25 日	12 万円
③ 平成 28 年 12 月 15 日	30 万円
④ 平成 29 年 3 月 27 日	12 万円
⑤ 平成 29 年 7 月 14 日	24 万円
⑥ 平成 29 年 12 月 15 日	30 万円
⑦ 平成 30 年 3 月 26 日	22 万 2,000 円
⑧ 平成 30 年 7 月 16 日	24 万円
⑨ 平成 30 年 12 月 14 日	30 万円
⑩ 平成 31 年 3 月 26 日	24 万円
⑪ 令和元年 7 月 15 日	20 万円
⑫ 令和元年 12 月 16 日	20 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑫までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑫までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400163 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400039 号

第 1 結論

請求者の小規模保育事業 (A 型) A 事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑫までの標準賞与額を同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 27 年 7 月 15 日	10 万円
② 平成 28 年 3 月 25 日	12 万円
③ 平成 28 年 12 月 15 日	26 万 2,000 円
④ 平成 29 年 3 月 27 日	9 万円
⑤ 平成 29 年 7 月 14 日	21 万円
⑥ 平成 29 年 12 月 15 日	26 万 2,000 円
⑦ 平成 30 年 3 月 26 日	22 万 2,000 円
⑧ 平成 30 年 7 月 16 日	20 万円
⑨ 平成 30 年 12 月 14 日	26 万 2,000 円
⑩ 平成 31 年 3 月 26 日	24 万円
⑪ 令和元年 7 月 15 日	17 万 5,000 円
⑫ 令和元年 12 月 16 日	17 万 5,000 円

請求期間①から⑫までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑫までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 15 日
② 平成 28 年 3 月 25 日
③ 平成 28 年 12 月 15 日
④ 平成 29 年 3 月 27 日
⑤ 平成 29 年 7 月 14 日
⑥ 平成 29 年 12 月 15 日
⑦ 平成 30 年 3 月 26 日
⑧ 平成 30 年 7 月 16 日
⑨ 平成 30 年 12 月 14 日
⑩ 平成 31 年 3 月 26 日
⑪ 令和元年 7 月 15 日

⑫ 令和元年 12 月 16 日

A事業所から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の回答及び日本年金機構が保管する請求者のA事業所に係る給料台帳によると、請求者は、次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑫までにおいてA事業所から賞与を支給され、同表の第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑫までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 27 年 7 月 15 日	10 万円
② 平成 28 年 3 月 25 日	12 万円
③ 平成 28 年 12 月 15 日	26 万 2,000 円
④ 平成 29 年 3 月 27 日	9 万円
⑤ 平成 29 年 7 月 14 日	21 万円
⑥ 平成 29 年 12 月 15 日	26 万 2,000 円
⑦ 平成 30 年 3 月 26 日	22 万 2,000 円
⑧ 平成 30 年 7 月 16 日	20 万円
⑨ 平成 30 年 12 月 14 日	26 万 2,000 円
⑩ 平成 31 年 3 月 26 日	24 万円
⑪ 令和元年 7 月 15 日	17 万 5,000 円
⑫ 令和元年 12 月 16 日	17 万 5,000 円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑫までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑫までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400164号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400040号

第1 結論

請求者の小規模保育事業(A型)A事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑪までの標準賞与額を同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成28年3月25日	12万円
② 平成28年12月15日	24万円
③ 平成29年3月27日	12万円
④ 平成29年7月14日	19万8,000円
⑤ 平成29年12月15日	24万7,000円
⑥ 平成30年3月26日	22万2,000円
⑦ 平成30年7月16日	19万8,000円
⑧ 平成30年12月14日	24万7,000円
⑨ 平成31年3月26日	24万円
⑩ 令和元年7月15日	16万5,000円
⑪ 令和元年12月16日	16万5,000円

請求期間①から⑪までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑪までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年3月25日
② 平成28年12月15日
③ 平成29年3月27日
④ 平成29年7月14日
⑤ 平成29年12月15日
⑥ 平成30年3月26日
⑦ 平成30年7月16日
⑧ 平成30年12月14日
⑨ 平成31年3月26日
⑩ 令和元年7月15日
⑪ 令和元年12月16日

A事業所から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず

らず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の回答及び日本年金機構が保管する請求者のA事業所に係る給料台帳によると、請求者は、次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑪までにおいてA事業所から賞与を支給され、同表の第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑪までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成28年3月25日	12万円
② 平成28年12月15日	24万円
③ 平成29年3月27日	12万円
④ 平成29年7月14日	19万8,000円
⑤ 平成29年12月15日	24万7,000円
⑥ 平成30年3月26日	22万2,000円
⑦ 平成30年7月16日	19万8,000円
⑧ 平成30年12月14日	24万7,000円
⑨ 平成31年3月26日	24万円
⑩ 令和元年7月15日	16万5,000円
⑪ 令和元年12月16日	16万5,000円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑪までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑪までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑪までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400165号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400041号

第1 結論

請求者の小規模保育事業(A型)A事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑨までの標準賞与額を同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成29年3月27日	12万円
② 平成29年7月14日	19万2,000円
③ 平成29年12月15日	24万円
④ 平成30年3月26日	22万2,000円
⑤ 平成30年7月16日	19万2,000円
⑥ 平成30年12月14日	24万円
⑦ 平成31年3月26日	24万円
⑧ 令和元年7月15日	16万円
⑨ 令和元年12月16日	16万円

請求期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑨までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年3月27日
② 平成29年7月14日
③ 平成29年12月15日
④ 平成30年3月26日
⑤ 平成30年7月16日
⑥ 平成30年12月14日
⑦ 平成31年3月26日
⑧ 令和元年7月15日
⑨ 令和元年12月16日

A事業所から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の回答及び日本年金機構が保管する請求者のA事業所に係る給料台帳によると、請求者は、次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑨までにおいてA事業所から賞与を支給され、同表の第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑨までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成29年3月27日	12万円
② 平成29年7月14日	19万2,000円
③ 平成29年12月15日	24万円
④ 平成30年3月26日	22万2,000円
⑤ 平成30年7月16日	19万2,000円
⑥ 平成30年12月14日	24万円
⑦ 平成31年3月26日	24万円
⑧ 令和元年7月15日	16万円
⑨ 令和元年12月16日	16万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑨までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑨までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400166号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400042号

第1 結論

請求者の小規模保育事業(A型)A事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑦までの標準賞与額を同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成29年7月14日	16万8,000円
② 平成29年12月15日	21万円
③ 平成30年3月26日	22万2,000円
④ 平成30年12月14日	21万7,000円
⑤ 平成31年3月26日	19万円
⑥ 令和元年7月15日	15万5,000円
⑦ 令和元年12月16日	15万5,000円

請求期間①から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月14日
② 平成29年12月15日
③ 平成30年3月26日
④ 平成30年12月14日
⑤ 平成31年3月26日
⑥ 令和元年7月15日
⑦ 令和元年12月16日

A事業所から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の回答及び日本年金機構が保管する請求者のA事業所に係る給料台帳によると、請求者は、次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑦までにおいてA事業所から賞与を支給され、同表の第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除

されていたことが認められることから、請求期間①から⑦までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 29 年 7 月 14 日	16 万 8,000 円
② 平成 29 年 12 月 15 日	21 万円
③ 平成 30 年 3 月 26 日	22 万 2,000 円
④ 平成 30 年 12 月 14 日	21 万 7,000 円
⑤ 平成 31 年 3 月 26 日	19 万円
⑥ 令和元年 7 月 15 日	15 万 5,000 円
⑦ 令和元年 12 月 16 日	15 万 5,000 円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑦までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400167 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400043 号

第 1 結論

請求者の小規模保育事業 (A 型) A 事業所における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から④までの標準賞与額を同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 30 年 12 月 14 日	16 万円
② 平成 31 年 3 月 26 日	24 万円
③ 令和元年 7 月 15 日	10 万円
④ 令和元年 12 月 16 日	16 万円

請求期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 30 年 12 月 14 日
② 平成 31 年 3 月 26 日
③ 令和元年 7 月 15 日
④ 令和元年 12 月 16 日

A 事業所から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所の回答及び日本年金機構が保管する請求者の A 事業所に係る給料台帳によると、請求者は、次の表の第一欄に掲げる請求期間①から④までにおいて A 事業所から賞与を支給され、同表の第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から④までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 30 年 12 月 14 日	16 万円
② 平成 31 年 3 月 26 日	24 万円
③ 令和元年 7 月 15 日	10 万円
④ 令和元年 12 月 16 日	16 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。